

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5年 5月26日 (金) 午後2時04分～午後2時41分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 林 紗絵子
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

○

午後 2時 4分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より御挨拶がございます。

○議長 本日はお忙しい中、令和5年第2回定例会の日程協議等のため、お集まりいただき、ありがとうございます。また、私の公務の都合で時間の変更していただきまして、誠にありがとうございます。水戸できちんと公務やってきましたので、御報告いたします。ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、令和5年5月8日をもって、2類相当から5類感染症へ移行となり、今定例会は移行後初めての定例会となります。引き続き、議員個人個人の体調管理や必要な感染対策等に御留意いただきたいと思います。今後の対応等につきまして、御協議のほど、よろしく願いいたします。

今定例会の会期につきましては、資料1、(1)にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、6月2日から6月21日までの20日間となりますので、よろしく願いいたします。

なお、6月13日と14日につきましては、私が全国市議会議長会の総会等がございます関係で、全国市議会議長会副会長の公務として出席することとなっております。つきましては、岡田副議長に本会議の議事の進行等の職務を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。存じます。

以上、甚だ簡単ですが、御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

令和5年第2回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてですが、議長からお話ございましたとおり、6月2日から6月21日までの20日間となりますので、御了承願います。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料1、(2)、委員会付託でございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。

なお、議案第5号の訴えの提起につきましては、介護給付費及び訓練等給付費の不当利得返還金の請求に関するものですが、財政部債権管理課が所管するため、総務市民委員会へ付託いたします。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

ここで副市長から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤副市長、どうぞ。

○副市長 貴重なお時間を頂戴して申し訳ございません。追加提出予定議案の説明をさせていただきます。

千葉県のように子どもの成長応援臨時給付金ということで決定しております。それで、その対象なんですけども、小学1年生から高校1年生までの給付金ということで、そのうちの義務教育に係る小学1年生から中学3年生の分は、市を通して交付するという給付金になります。したがって、その部分の予算計上を補正予算でさせていただきたいということで、追加の予定議案としてお願いをさせていただきたいと存じます。まだ詳細については決まっておりませんので、決まり次第、また皆様のほうには情報をお流ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま副市長より説明がございました追加議案の取扱いについて、事務局より説明願います。

○議事課長 資料1、(3)でございます。追加議案の取扱いについてでございますが、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、質疑が終結した後、教育子供委員会に付託となり、以下当初議案と同様の扱いとなります。

また、定例会最終日に提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなっております。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知お願います。

○委員長 次に、今後の感染症拡大防止策等についてを議題といたします。

議長から説明願います。

○議長 資料1、(4)です。これまで新型コロナウイルス感染拡大防止策ということで様々な取組を行ってまいりましたが、同感染症が感染症法の2類から5類へ移行したことに伴い、内容を見直したいと考えておりますので、御確認をお願いいたします。

まず、変更する事項についてですが、原則として着用をお願いしていたマスクの着用については、個人の判断によるものといたします。また、議場のパーティション設置、演台のアルコール消毒についても行わないこととするほか、傍聴席は前回まで間隔を空けて着席いただいておりますが、全席着席可といたします。

次に、引き続き感染対策として、演台への水差しの提供は、事前に議員から希望があった場合に限り行うことと、換気のため60分ごとに10分の休憩時間を設けることについては、継続いたします。また、感染症対策として実施していた事項のうち、市長提出議案の提案理由説明の省略、議場における口頭での委員長報告の省略、委員会審査を執行部職員の多い議案から行うこと、6月定例会時の常任委員会における異動者の紹介を名簿配付により代替することについても、議事の効率化の観点から引き続き実施することとしたいと思います。以上です。

○委員長 ただいま議長より説明のあった今後の感染症拡大防止策等について、何か御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、今後の感染症拡大防止策等については、御説明のとおりといたします。

○委員長 次に、クールビズ・ウオームビズ等についてを議題といたします。
議長より説明願います。

○議長 資料2を御覧ください。まず、本年のクールビズ・ウオームビズ等の期間についてですが、本年度より軽装での執務の通年実施が本格的に運用されることとなりました。

服装につきましては、委員会室、控室においては、上着なし、ノーネクタイでの軽装も可能、議場で行われる本会議については、引き続き上着着用を原則としますが、着脱については各自で判断していただくこととします。ただし、議場で発言する場合は、必ず上着を着用の上、議員章をつけるようお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、表彰状・感謝状の伝達についてを議題といたします。
事務局から説明願います。

○庶務課長 資料3を御覧ください。今回、全国市議会議長会総会で表彰を受けられる予定の方は、日暮議員、渡部議員、石井議員、助川議員、武藤議員の5名となっております。また、田中議員と円谷議長が、全国市議会議長会から副会長の感謝状を受けられる予定です。

伝達は、6月21日、議会閉会日開議後、議事に先立ち行います。以上でございます。

○委員長 事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、説明のとおりといたします。

○委員長 次に、議員在職記念集合写真等の撮影についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

○庶務課長 資料4を御覧ください。平成15年から任期満了の定例会において、議員在職記念に集合写真を撮っております。資料に記載のとおり、招集日6月2日の本会議終了後に、議員全員協議会として行う各常任委員会の行政視察報告の後に、議場内において集合写真撮影を行います。

また、集合写真撮影の後に、個人写真の撮影の依頼が記者クラブよりございましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。こちらにつきましては、写真持参ではなく必ず撮影させていただきたい旨、記者クラブから特段の言及があり

ましたので、御報告いたします。

あわせて、改選後、かしわ市議会だより、ホームページ等で使用する写真について、事務局撮影を御希望の方のお写真もお撮りいたします。

なお、当日の写真撮影については、事務局より招集通知と併せて各議員宛て文書で御案内申し上げる予定ではありますが、議員章・上着・ネクタイ着用で撮影できるよう、会派内で御周知くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長 次に、ハラスメント防止のための条例制定に向けた検討会の答申及び議員提出議案についてを議題といたします。

まず、議長より説明願います。

○議長 ハラスメント防止のための条例制定に向けた検討会につきましては、令和4年12月14日の議会運営委員会において、各会派から選出された9名で設置し、調査研究、協議を進めていただいておりますが、5月18日に古川座長ほか会員の方から私に答申があり、併せて条例案の提出がされたところでございます。

なお、この条例案につきましては、前回の議会運営委員会で御協議いただいたとおり、検討会のメンバーが提出者となり、6月2日の招集日に議員提出議案として提出していただくようお願いいたしました。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○庶務課長 資料5、(1)でございます。この検討会については、令和4年12月23日から令和5年5月16日まで、10回にわたって調査研究、協議をしております。

それでは、答申の内容につきまして御説明いたします。まず、1、柏市議会議員及び市職員間でのハラスメントの現状の(1)、ハラスメントの有無を御覧ください。検討会ではハラスメントの実情を把握するため、令和5年4月17日から21日の間、アンケート調査を実施いたしました。その結果、ハラスメントを受けたことがあると回答した職員は157名、議員6名。ハラスメントを受けているところを見たことがあると回答した職員316名、議員18名でございました。

(2)から(6)については、アンケートの各設問について、設問で最も多い回答について記載をしております。このような結果からも、議員からハラスメントを受けていると感じている議員及び職員がいることが明らかになりました。検討会では、ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことにもなり得る重大な事案であるとし、柏市議会議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資するため、柏市議会ハラスメント防止条例の制定が必要であると結論づけました。

なお、この条例案につきましても、検討会で協議し、答申案と併せて議長に報告したところでございます。以上でございます。

○委員長 まず、答申内容について、御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、条例案についてでございますが、先ほど議長からお話ございましたとおり、検討会のメンバーが提出者となり、議員提出議案として提出していただくこととなります。

検討会の座長であり、提出者の古川議員がこの場にいらっしゃいますので、条例案の概要について、御説明願います。

○古川 今回上程をいたします柏市議会ハラスメント防止条例の目的といたしまして、第1条では、議員によるハラスメントを根絶し及び未然に防止することを目的としています。

第2条では、ハラスメントの定義を、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメントとし、各ハラスメント行為についての記載となっています。

第3条では、議長の責務として、議員によるハラスメントの防止に努めること、また議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならないとしています。

第4条では、議員の責務として、職員が職務遂行上の立場、対等な立場にあることを自覚すること。また、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら疑惑の解明に当たること。また、他の議員がハラスメントに当たる行動を行っていること認められる事態に遭遇したときは、議長に報告をしなければならないとしています。

第5条では、議長は、必要に応じて実態を把握するための調査の実施、研修等の実施をしなければならないとしています。

第6条では、議員によるハラスメント相談窓口を置かなければならないとしています。

第7条では、ハラスメントに関する申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに事実関係を把握しなければならないとしています。

第8条では、議員によるハラスメントがあったことを確認したときや、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、議長はハラスメントを行った議員の氏名の公表、その他の必要な措置を講じなければならないとしています。

第9条では、議員は、ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とするとしています。

第10条では、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるとしています。

なお、附則におきましては、条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。

また、条例案の前文にもありますように、ハラスメントは、市の業務への支障に

つながり、ひいては市民サービスの低下や社会からの信用及び信頼を失うこととなります。我々議員がそのことを自覚し、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意するものでございます。以上です。

○委員長 議案につきまして、提出議案につきまして、何か御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次に議員提出議案の取扱いについて、事務局より説明願います。

○議事課長 資料5、(2)を御覧ください。こちらの議員提出議案につきましては、前回の5月8日の議会運営委員会で御協議いただきましたとおり、検討会メンバー全員を提出者とした議員提出議案となります。議員提出議案第3号として、6月2日招集日の日程にのせ、提出者の趣旨説明の後、質疑を自由討議の形で行っていただきます。その後、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 ここで議長より発言を求められております。

議長、どうぞ。

○議長 今回6月2日の招集日にこの議員提出議案を日程にのせますが、テレビ局をはじめ多くの報道陣から撮影の申出があると想定されます。招集日に撮影許可申請が参りましたら、その都度、私のほうで判断し、許可していきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま議長からお話がありました招集日の撮影許可申請の取扱いについては、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、市議会議員の請負の状況の公表についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○庶務課長 3月の議会運営委員会で御説明したとおり、昨年12月の地方自治法の改正により、議員個人と所属する市の請負が300万円までなら認められることとなりました。法改正に当たり、総務大臣からは、透明性の確保のため、地方公共団体において取組を行うことが適当である旨の通知が出されました。柏市議会としては、3月の議会運営委員会で条例を策定することで対応することが決定しております。条例を策定する場合は、6月市議会以降になる旨を御説明させていただきましたが、議長と御相談し、6月定例会で策定してはいかがかと考えております。

なお、条例案につきましては、一般質問最終日の議会運営委員会で提示させていただく予定でございます。以上でございます。

○委員長 事務局説明のとおり、6月議会に条例を提出することによりよろしいでしょ

うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのようにいたします。

条例案につきましては、一般質問最終日の議会運営委員会にて提示の上、御協議いただきますので、御承知おき願います。

○委員長 次に、議場の貸出し・利用についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 資料7でございます。今年度より市の広報広聴課にフィルムコミッション担当が設置され、柏駅周辺エリアの商業施設や飲食店街、柏の葉エリアの先進的な町並み、手賀沼エリアの豊かな自然など、映画やドラマ、CMなどの撮影に必要な支援を積極的に行っております。このような市の取組を議会としても後押しするため、議会が管理する議場、委員会室などを映画やドラマ、CMなどの撮影に貸出しすることについて、皆様の御意見をお聞きしたくお願いするものでございます。もちろん私としては、議会の品位をおとしめるような類いの申入れについては、お断りさせていただく所存であることを申し添えておきます。以上です。

○委員長 この件につきましては、各会派に持ち帰りいただき、一般質問最終日の議会運営委員会で御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長 次に、決算審査についてを議題といたします。

議長より御説明願います。

○議長 資料8でございます。前回の議会運営委員会において決算関係議案について、予算反映のために9月定例会の会期中に決算議案の審議を終了することについて協議いただいたところですが、その決算審査の日程について、決算に対する議会からの意見を翌年度の当初予算編成に反映するというところに重きを置いた案を2つ作成いたしました。既に各会派の皆様には事務局から御説明しておりますが、案1が常任委員会に分割付託をする案、案2が従来どおり決算審査特別委員会を設置した上で可能な限り日程を短くする案となっております。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長より御説明のあった件については、事前に各会派の皆様には御説明している件でありますので、本日この場で各会派から御意見を伺います。

まず、柏清風さん。

○後藤 いろいろな意見が出ました。今のところ、案1、案2、ちょっと会派一致できませんで、もう少し検討の時間が必要だなということになりました。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 第1案の分割付託を希望します。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 案2の特別委員会の設置のほうでまとまりました。ただ、その際に委員に選出されない、例えば無所属の方なども審議に参加できるような工夫が他市ではな

されている例がありますので、そういうことも一緒に検討しながら、案2の特別委員会の設置のほうでお願いしたいと思います。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 1か2だったら1なのですけれども、常任委員会に付託した上で、一般の議案とは別の日程で1日追加するという形が最も望ましいと考えております。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 検討しましたが、まとまっておりません。以上です。

○中島 ネットさんのお話、もう一回聞かせてください。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 特別委員会は設置せずに常任委員会での審議とし、ほかの議案とは分けて1日ずつ4常任委員会開催するというものでございます。（「日程を別に追加すること」と呼ぶ者あり）そうですね。

○中島 すみません。いいですか。

○委員長 どうぞ。

○中島 前回の議会運営委員会で、この1、2で何とかすり合わせてやっていきたいと思いますという、そういった皆さんの思いというか、意見の集約が固まったところだったんですけど、今お話しいただいたように新たな御提案が出てくるというのは、もっと前もって言うていただいてもよかった話じゃないかな、そういった気もします。そうすると、どんどんまた話が集約の方向からちょっと外れていってしまうような、そういった気もするんですが、いかがでしょう。

○委員長 じゃ、委員長からちょっと提案をさせていただきますが、今まだまとまっていない、もうちょっと時間が欲しいという会派さんと、1と2に分かれてしまっています。かといって、これは一致しないからといって流せる話ではないので、どちらかに統一、意見を合わせる必要があります。ただし、前回も決定しましたが、次年度の予算に反映させるべく、9月の議会の日程中に何とかしようという気持ちは皆さん一緒なので、もう一度話し合う機会をつくって、この今議会中に話合えるという機会をつくってやっていくということはいかがでしょうか。（「賛成」と呼ぶ者あり）じゃ、すみません。どうぞどうぞ。

○渡部 私ども1案のほうがいいという委員の意見もありました。会派の中で話して、よりベターなほうということで2案だったんですけども、1案の場合、やはり日程を少し増やして決算だけについても委員会で議論ができるような、もう少し日程的にゆとりをとるというんでしょうか、持って、今の市民サイド・ネットさんの意見のような声もありました。ですから、最終的にまとめなければいけないといった場合、そういう1案のほうで、ただ日程は議案と、要するに決算とほかの議案とを分けて十分に審議できるだけの時間を保障するというのも会派の中では出ました。ですから、今回ほかからもいろんな意見が出たら、再度持ち帰って話をしたいというような声もありましたので、今回あれでしたら、やはりまとめるためにはもう少し時間を取ってもいいのかなとも思います。

○委員長 今の日本共産党さんのお話を聞くと、会派の中にも案1推進者が何人かいると。そうすると、2が意外と全体的には少数派になってくるかなという気がします。そうすると、1のプラス追加日程案か、これを仮に第3案とすれば、第2案ではなくて1案と3案が今後の方向性ではないかなという気がするのですが、この方向で皆さんの会派まとめてきていただけませんかでしょうか。どうぞ。

○後藤 次の議会運営委員会っていつでしたっけ、この今議会中の。一般質問最終日。

○委員長 なので、その前に。

○後藤 その前に1回やらなきゃいけないですね、そうすると。

○委員長 はい。

○後藤 その日程どの辺が適当なのか、ちょっとお示しいただければ。

○委員長 11日の週、議長が数日不在になりますので、(「9日金曜日か」と呼ぶ者あり)なので9日金曜日ぐらいの議会終了後はいかがでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、9日金曜日の本会議終了後に改めて議会運営委員会を開きます。その際、1の案と第3案といいますか、1の案に追加の日にち、決算用の常任委員会の日にちを設けるといふ案、この2つでちょっと方向性を求めていきたいと思えます。今ある第2案というのは、当然今案として上がっていますので、それを主張されてもそれは構いませんが、全体的な方向性としては1か3の案で今動こうとしていますので、そこは御理解の上、会派の中で御調整をお願いします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは……

どうぞ。

○鈴木 新たに案3が出てきたんですが、案3というのは常任委員会で、今の常任委員会のままやるという話で、日程をそれ用に1日設けるような話だと思うんですが、その日程がぶつかるか、ぶつからないかというか、今の常任委員会って1日に2常任委員会やっているじゃないですか。そうすると、別の常任委員会出れないだとかいうの出てくるので、そこは1日ずつ別の日に、重ならないようにしていただけるのかどうかというのは、案3の中にはどう入っているでしょうか。質問。

○議長 委員会の日程、現在の常任委員会に関しましては、1日2委員会を開催している状況でありますけれども、これから日程……案3を作成するに当たって、ちょっとまだ恐らく私としても事務局としても、今市民サイド・ネットさんからいただいたような話まだもんでおりませんので、少し公式ではないにしろ、意見の集約というところでちょっと事務局に汗かいてもらおうかと思えますので、その際にちょっと整理して、またお伝えできるようにしたいと思います。

○鈴木 希望としては、別の日に重ならないような形でやっていただきたいなというふうに思います。

○議長 その辺がちょっとお答えにくいですがけれども、現時点では。できるだけま

とまるように案3つくりたいと思いますので、御了解いただければと思います。

○委員長 それでは、次は6月9日に改めて協議いただきたいと思います。

○委員長 次に、地方自治法の改正に伴う対応についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料9でございます。令和5年5月8日付で、総務大臣より地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について通知がございました。市議会に該当する内容は、該当資料の冒頭から始まる「第1 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項」になります。まず、1の地方議会の役割及び議員の職務等の明確化についてでございます。もともと地方自治法第89条は、「普通地方公共団体に議会を置く」と規定されておりましたが、多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について法律上明確化するための改正となります。

なお、当該改正は、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定するものであり、当該規定の改正に伴って、新たな権限や義務を定めるものではございません。こちらの規定は、令和5年5月8日の公布と同時に施行されております。

続きまして、地方議会に係る手続のオンライン化でございます。政務活動費に係る収支報告書の提出が、条例で定めるところにより、書面または電磁的記録での提出が可能となることや、地方議会に対する請願書や国会に対する地方議会からの意見書等の文書での提出を要していたものを、オンライン化することを可能とした改正でございます。こちらの規定につきましては、あくまでオンラインでの実施が可能となった場合ということで、従前どおり紙文書での運用を妨げるものではございません。こちらの規定は、令和6年4月1日より施行となります。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局から説明のあった地方議会に係る手続のオンライン化については、条例、会議規則等の改正が必要となるものもございますので、引き続き調査研究を行い、必要に応じてこの場で協議していきたいと思います。

○委員長 ここで議長から発言を求められております。

○議長 皆さん御案内のとおり、1973年にトーランス市との姉妹都市を提携して、この2月で50周年となりました。2月には、私も柏市の使節団の一員としてトーランスを訪問し、温かな歓迎を受けました。トーランス市の市長、議員やトーランス市国際交流協会の方々の取組は、柏市との交流の絆をさらに深めようという気持ちにあふれ、私としても深く感銘を覚えたところでございます。

そこで、私から1点提案させていただきます。10年前、40周年の際には、トーランス市の親善使節団の歓迎と姉妹都市交流事業の継続の決議を全会一致で可決いたしました。今回は、10月6日にトーランスの使節団が柏市議会を訪れることが決定しております。議長としては、40周年のときと同様に決議を行うことで歓迎の気持

ちを表したいと思っております。以上でございます。

○委員長 ただいま議長より決議というお話がありましたが、その際には本会議において議決が必要となると思われまます。その辺りについて、事務局より説明を願います。

○議事課長 ただいま委員長からお話のあったとおり、決議につきましては本会議において議決が必要となりますので、その際には使節団が柏市議会を訪問される10月6日に全議員及び執行部が出席の上、本会議を開催することになります。

なお、10月ということで、先ほど協議いただいた決算の見直しの件も関連するため、補足をさせていただきたいので、再度資料8を御確認ください。今、案3というのが出てまいりましたが、まず案1の場合ですと、10月6日は決算議案について採決をするために本会議を予定した日程案になっておりますので、10月6日に合わせて決議を行うことができるかと思えます。

今お話のありました案3につきましては、ちょっとまだ日程等が読めないところではありますが、いずれにいたしましても10月6日に皆さん集まっていだいて、議決をしていただくというような運びになります。以上でございます。

○委員長 では、議長から御提案のあったトランス市との友好50周年を記念した決議についてはいかがでしょうか。10月6日に本会議を開いて行うことについて、何か御意見ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議がないようですので、トランス市との交流50周年を記念した決議を10月6日に本会議を開いて行うことといたします。

なお、今後の詳細については、先ほど事務局より説明ございましたとおり、9月議会の日程等の兼ね合いもございますので、追って協議させていただきたいと思えます。

○委員長 次に、先日実施しました安否確認について事務局から報告があります。

○庶務課長 5月23日の安否確認の結果について御報告いたします。

ラインワークスで御参加いただいた議員さんは29人、ショートメールサービスで御参加いただいた議員さんは6人で行いました。そのうちおよそ1時間の間に御連絡をいただいた議員さんは、ラインワークスで14人、ショートメールで1人で行いました。直前に御連絡が難しい旨をいただいていた議員さんは、ショートメールで1人で行いました。大きな地震が起こった際に、ラインワークスやショートメールで安否確認を行うということを議員の皆さんに知っていただき、行動していただくというのが、今回のテストの大きな目的でもありますので、今後ともよろしく願いいたします。

なお、これから震度5以上の地震があった際には、先日送らせていただいたようなメッセージが届くようになっております。テストについてもある程度時間を置いて、抜き打ちによるものやある程度の期間をお示しして、中で行うと……震度5強

です、すみません。5強以上の地震があった際には、先日のようなメッセージが届きます。テストについても抜き打ちやある程度期間をお示しして、その中でやらせていただくなど工夫をさせていただきます。

なお、再度試したいという議員さんがいらっしゃいましたら、庶務課まで御連絡いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 ここで副市長から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤副市長、どうぞ。

○副市長 お疲れのところ、またお忙しい中、恐縮でございます。私ごとで大変申し訳ございません。実は私、今右足を骨折しております、議場で演壇の上に登壇することがちょっと難しいかなというところがございまして、そういった機会が私にあった場合に、大変恐縮なんですけども、自席のほうで答弁または説明をさせていただければと思っております。勝手なお願いで申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。（私語する者あり）

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次回は6月9日金曜日、本会議終了後に開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 2時41分閉会